

令和8年度
監査等計画

石狩市監査委員

令和8年度 監査等計画

令和8年3月25日
石狩市監査委員決定

石狩市監査基準（令和2年2月5日監査委員基準第1号）第8条第1項に基づく令和8年度における監査、検査、審査その他の行為（以下「監査等」という。）の計画は、次のとおりとする。

I 基本方針

監査等は、本市又は監査対象団体事務の管理や執行が法令等に適合し、正確かつ経済的・効率的・効果的に実施されているか、石狩市監査基準を踏まえ次の点に留意し実施する。

- ・ 監査等の対象におけるリスクを識別し、リスク内容及び程度を検討する。
- ・ 監査等に基づく指摘事項等に関し、要因の考察や必要性に応じて是正又は改善等の助言をするなど、再発防止に向けた積極的な対応に努める。
- ・ 指摘事項等に対しフォローアップを行い、事務の管理や執行の実効性確保を図る。
- ・ 監査等に関する情報は、ホームページ掲載などで公開する。

II 実施方法（種類、時期、対象等）

令和8年度において実施する監査等は以下のとおりとする。なお、各監査等の具体的な内容（監査期間や監査範囲等）は、別に各実施計画において定める。

1. 監査

(1) 定期監査（地方自治法（以下、「法」）第199条第1項及び4項）

①監査期間

（前期） 令和8年5月から令和8年8月まで

（後期） 令和8年9月から令和9年2月まで

②監査範囲

前期・後期ともに全部局（支所、会計管理者を含む）対象を基本とし、後期においては市立学校を抽出し対象に加える。

各期の対象年度は次を基本とし、必要がある場合は他の年度も対象とする。

（前期） 令和7年度分

（後期） 令和8年度（上期：4月から8月）分

③監査項目

収入事務、支出事務、契約事務、その他の事務を基本とし、リスクの内容及び程度を評価のうえ、実施計画において監査項目を定める。

④報告及び公表

（前期） 令和8年8月下旬

（後期） 令和9年2月中旬

⑤共同設置機関の監査の実施

定期監査の実施に併せ、本市と他の地方公共団体とで共同設置する北石狩公平委員会の財務事務監査を実施し、監査結果を構成地方公共団体長に提出する。

(2) 財政援助団体監査 (法第199条第7項)

①監査期間

令和8年8月から令和9年3月まで

②監査範囲

令和7年度事務執行分を基本とし、必要がある場合は他の年度も対象とする。

対象団体は、財政援助額、補助の目的、過去の監査実績等を勘案し、次のとおりとする。

併せて所管部局も対象とする。

	団体名	補助金等の名称	所管部局
その1	社会福祉法人石狩市社会福祉協議会	社会福祉法人石狩市社会福祉協議会拠出金	福祉部 (福祉総務課)
その2	石狩市民生委員児童委員連合協議会	石狩市民生委員児童委員連合協議会交付金	福祉部 (福祉総務課)

③報告及び公表

令和9年3月下旬

(3) 公の施設の指定管理者監査 (法第199条第7項)

①監査期間

令和8年8月から令和9年3月まで

②監査範囲

令和7年度事務執行分を基本とし、必要がある場合は他の年度も対象とする。

対象指定管理者は、公の施設の種類、指定管理期間、過去の監査実績等を勘案し、次のとおりとする。

併せて所管部局も対象とする。

	公の施設名	指定管理者	所管部局
その1	石狩市総合保健福祉センター (花川北老人デイ、花川北憩の家)	社会福祉法人石狩市社会福祉協議会	福祉部 (高齢者支援課)
その2	公園 (147)	石狩総合管理協同組合	建設部 (都市整備課)

③報告及び公表

令和9年3月下旬

2. 検査

(1) 例月出納検査（法第235条の2第1項）

①検査日

原則として毎月25日。

なお、概ね1週間前から事前の検査を行う。

②検査範囲

前月分の出納を基本とし、必要がある場合は他の月も対象とする。

③報告

毎月末

3. 審査

(1) 決算審査及び基金の運用状況審査（法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項、法第241条第5項）

①審査期間

6月中旬から8月中旬まで

②意見の提出

8月下旬

※ただし、議会の会期等により日程を変更する場合がある。

(2) 健全化判断比率審査及び資金不足比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、同法第22条第1項）

①審査期間

7月下旬から8月中旬まで

②意見の提出

8月下旬

※上記(1)の②に同じ。

(3) 入札監視審査（公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針第2-1(2)、H25.3.29付け石監査第124号 協議（回答））

①審査期間

8月下旬から10月中旬まで

②報告

10月下旬

※関係部局との調整により日程を変更する場合がある。

4. その他の監査

行政監査、随時監査、市長の要求に基づく監査等は、都度実施方法等を定める。